

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の説明書

外務省

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約の締結により我が国が負うこととなる義務	二
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	条約の内容	二
1	目的	二
2	定義	三
3	適用範囲	三
4	一般的義務	三
5	食料及び農業のための植物遺伝資源の保全、探査、収集、特徴の把握、評価及び資料の作成	三
6	植物遺伝資源の持続可能な利用	三
7	国の約束及び国際協力	三
8	技術援助	三
9	農業者の権利	四
10	取得の機会の提供及び利益の配分に関する多数国間の制度	四
11	多数国間の制度の対象範囲	四
12	多数国間の制度の下における食料及び農業のための植物遺伝資源の容易にされた取得の機会の提供	四
13	多数国間の制度における利益の配分	五

14	国際農業研究協議グループに属する国際農業研究センターその他国際的な組織が保有する食料及び農業のための植物遺伝資源 の生息域外保持収集物	五
15	資金	六
16	理事会	六
17	事務局長	六
18	遵守	六
19	紛争の解決	六
20	附属書	七
21	留保	七
22	最終条項	七
23	附属書 I 及び附属書 II	七
	三 条約の実施のための国内措置	七
	(参考)	八

1 条約の成立経緯

(1) 昭和五十八年（千九百八十三年）、国際連合食糧農業機関（以下「FAO」という。）の総会は、植物遺伝資源は人類の遺産であり、その所在国のいかんにかかわらず世界中の研究者等が制限なく利用することができるようにすべきであるとの考え方に基づく決議「植物遺伝資源に関する国際的申合せ」（以下「国際的申合せ」という。）を採択した。この国際的申合せに基づき、FAOの下で、世界各国から収集した植物遺伝資源を大量に保有している国際農業研究センターがFAOと取決めを結んだ上で、内外の研究者等に対しその保有する植物遺伝資源を提供してきた。

(2) 他方、国際連合環境計画（UNEP）の下に設置された政府間交渉委員会で平成四年（千九百九十二年）に採択され、平成五年（千九百九十三年）に発効した「生物の多様性に関する条約」（以下「生物多様性条約」という。）では、各国が自国の天然資源に対して主権的権利を有することが確認され、遺伝資源の取得の機会の提供は、当該遺伝資源が存する各国の国内法令に従って決定されることとなった。これに伴い、国際的申合せに基づく無制限の植物遺伝資源の提供が、生物資源の保全及び利用に関する最も包括的な国際的枠組みとなった生物多様性条約に定める原則（天然資源に対する各国の主権的権利）に矛盾する可能性が指摘されるようになった。

(3) このような矛盾を未然に防ぎ、又は解消するため、平成五年（千九百九十三年）のFAO総会において、国際的申合せを生物多様性条約との調和を図りつつ見直すことが決議された。その後、「食料及び農業のための遺伝資源に関する委員会」（昭和五十八年（千九百八十三年）にFAO総会の下に設置）における見直し交渉の過程において、食料及び農業のための植物遺伝資源の取得の機会の提供については、その存する国の国内法令に基づく個別の合意を不要とし、生物多様性条約の特則を定める必要があると判断されたことから、FAO加盟国に対する勧告的效果を有するに留まる総会決議に代えて、生物多様性条約と同様、法的拘束力を有する条約として作成することとされ、平成十三年（二千一年）十一月にローマで開催された第三十一回FAO総会において、この条約が採択された。

2 条約締結の意義

この条約は、食料及び農業のための植物遺伝資源に関し、その保全及び持続可能な利用のために締約国がとるべき措置を定めるとともに、その取得を容易にし、及びその利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分するための多数国間の制度の設立等について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、我が国の作物育種の推進に資するとともに、食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用のための国際協力を一層推進するとの見地から有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 食料及び農業のための植物遺伝資源の持続可能な利用を促進する適当な政策上及び法律上の措置を定め、及び維持する義務
- (2) 多数国間の制度に、附属書 I に掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源で締約国の管理及び監督の下にあるものを全て含める義務

- (3) 多数国間の制度に含まれた食料及び農業のための植物遺伝資源が研究、育種等の目的で定型の素材移転契約により締約国の利用者に提供されるようにするため、必要な法律上その他の措置をとる義務

- (4) 定型の素材移転契約の下で生ずる契約上の紛争について、自国の法制度の下で、適用される管轄権に係る要件に従って訴訟を提起することができることを確保する義務

4 早期国会承認が求められる理由

この条約は、平成十六年（二千四年）に効力を生じ、平成二十五年（二千十三年）二月一日現在、百二十七箇国及び欧州連合（EU）が締結するに至っている。我が国の作物育種の推進並びに農業及び関連産業の振興という観点から極めて重要であることから、この条約を早期に締結することが望ましい。

二 条約の内容

この条約は、前文及び本文三十五箇条並びに二の附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 目的（第一条）

この条約は、持続可能な農業及び食糧安全保障のため、生物多様性条約と調和する方法による食料及び農業のための植物遺伝資源

の保全及び持続可能な利用並びにその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする。

2 定義（第二条）

この条約上の用語（「食料及び農業のための植物遺伝資源」、「遺伝素材」、「品種」等）について定義している。

3 適用範囲（第三条）

この条約は、食料及び農業のための植物遺伝資源に関するものとする。

4 一般的義務（第四条）

締約国は、自国の法令及び手続をこの条約に定める義務に適合したものとすることを確保する。

5 食料及び農業のための植物遺伝資源の保全、探査、収集、特徴の把握、評価及び資料の作成（第五条）

締約国は、国内法令に従い、かつ、適当な場合には他の締約国と協力しつつ、食料及び農業のための植物遺伝資源の探査、保全及び持続可能な利用のための総合的な取組を促進するとともに、食料及び農業のための植物遺伝資源の調査、目録の作成及び収集等を行う。

6 植物遺伝資源の持続可能な利用（第六条）

締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源の持続可能な利用を促進する適当な政策上及び法律上の措置を定め、及び維持する。

7 国の約束及び国際協力（第七条）

締約国は、適当な場合には、前二条に規定する活動を自国の農業及び農村の開発に関する政策及びプログラムに統合し、並びに食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用において、直接的に又はF A Oその他関連する国際機関を通じて他の締約国と協力する。

8 技術援助（第八条）

締約国は、この条約の実施を円滑にすることを目的として、二国間で又は適当な国際機関を通じて、他の締約国への技術援助の提供を促進することに合意する。

9 農業者の権利（第九条）

締約国は、農業者の権利が食料及び農業のための植物遺伝資源に関連する場合には、これを実現する責任を負うのは各国の政府であることに合意する。締約国は、適当な場合には、国内法令に従い、農業者の権利を保護し、及び促進するため、伝統的な知識の保護、関連する国内の意思決定への参加等の措置をとるべきである。

10 取得の機会の提供及び利益の配分に関する多数国間の制度（第十条）

締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源を取得することを容易にすること並びにその利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することの双方を相互補完的に、かつ、相乗効果をもたらす方法で行うため、効率的で効果的な、かつ、透明性のある多数国間の制度を設立することに合意する。

11 多数国間の制度の対象範囲（第十一条）

- (1) 多数国間の制度には、附属書 I に掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源であつて、締約国の管理及び監督の下にあり、かつ、公共のものとなっているものを全て含める。
- (2) 締約国は、附属書 I に掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源を保有する他の者に対し、当該食料及び農業のための植物遺伝資源を同制度に含めるよう要請する。
- (3) 締約国は、自国の管轄下にある自然人及び法人であつて、附属書 I に掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源を保有するものに対し、当該食料及び農業のための植物遺伝資源を多数国間の制度に含めることを奨励するための適当な措置をとることに合意する。

12 多数国間の制度の下における食料及び農業のための植物遺伝資源の容易にされた取得の機会の提供（第十二条）

- (1) 締約国は、他の締約国並びにその管轄の下にある法人及び自然人に対し、次の条件に従つて食料及び農業のための植物遺伝資源の容易にされた取得の機会の提供を行うために必要な法律上その他の適当な措置をとることに合意する。
- (イ) 取得の機会が、食料及び農業に関する研究、育種及び訓練のための利用及び保全の目的のためにのみ提供されること。
- (ロ) 取得の機会が、迅速に、個々の収集物の追跡を必要とすることなく、かつ、無償で（有償の場合には、最小限の経費の額を超

えない手数料で）提供されること。

(ハ) 受領者が、食料及び農業のための植物遺伝資源又はその遺伝的な部分若しくは構成要素であつて、多数国間の制度から受領した形態のものについて、容易にされた取得の機会の提供の妨げとなるいかなる知的財産権その他の権利も主張しないこと。

(2) 容易にされた取得の機会の提供は、理事会によって採択される定型の素材移転契約に基づいて行われる。定型の素材移転契約は、食料及び農業のための植物遺伝資源の受領者が当該食料及び農業のための植物遺伝資源の他の者又は団体への移転及びその後のあらゆる移転について当該定型の素材移転契約の条件が適用されることを要求する旨の規定を含む。

(3) 締約国は、定型の素材移転契約の下で契約上の紛争が生ずる場合には、自国の法制度の下で、適用される管轄権に係る要件に従つて訴訟を提起することができることを確保する。

13 多数国間の制度における利益の配分（第十三条）

(1) 締約国は、多数国間の制度の下にある食料及び農業のための植物遺伝資源の利用から生ずる利益が、情報の交換、技術の取得の機会の提供及び移転、能力の開発並びに商業化による利益の配分の仕組みにより公正かつ衡平に配分されることに合意する。これらの仕組みは、理事会の指針に従つて運営される。

(2) 締約国は、定型の素材移転契約に、多数国間の制度を通じて取得した素材を組み入れた製品の商業化から生ずる利益の衡平な配分としての支払をその商業化を行う受領者が理事会により開設された信託勘定に対して行うことを要求する規定を含めることに合意する。

14 国際農業研究協議グループに属する国際農業研究センターその他国際的な組織が保有する食料及び農業のための植物遺伝資源の生息域外保持収集物（第十五条）

(1) 締約国は、国際農業研究センターに対し、当該国際農業研究センターに委託されている食料及び農業のための植物遺伝資源の生息域外保持収集物に関する理事会との取決めに署名するよう要請する。

(2) 締約国は、多数国間の制度の下で、理事会との取決めに署名した国際農業研究センターに対し、附属書 I に掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源の容易にされた取得の機会を提供することに合意する。

15 資金（第十八条）

(1) 締約国は、この条約の実施のための資金供与の戦略を実施することを約束する。資金供与の戦略は、この条約に基づく活動を実施するための資金の供与について利用可能性、透明性、効率性及び実効性を高めることを目的とする。理事会は、当該資金の供与のための目標を定期的に設定する。

(2) 資金供与の戦略に従い、先進締約国は、二国間の、地域的な及び多数国間の経路を通じてこの条約の実施のための資金を供与するものとし、開発途上締約国及び移行経済締約国は、これを利用することができる。これらの経路には、必要に応じ設けられるこの条約の実施のために資金を受領し、利用するための適当な仕組み（例えば信託勘定）が含まれる。

16 理事会（第十九条）

全ての締約国で構成される理事会を設置する。理事会の全ての決定は、原則としてコンセンサス方式によって行う。理事会は、この条約の実施（特に多数国間の制度の運用）のために必要とされる勧告の採択、この条約の実施のために資金を受領し、利用するための適当な仕組み（例えば信託勘定）の設置、この条約の改正の採択その他この条約の目的を達成するために必要な任務を遂行する。

17 事務局長（第二十条）

理事会の事務局長は、理事会の承認を得て、FAOの事務局長によって任命される。事務局長は、理事会の任務の遂行を支援する。

18 遵守（第二十一条）

理事会は、その第一回会合において、この条約の規定を遵守することを促進し、及び不履行の事案に対処するための協力についての効果的な手続並びにそのための実用的な制度を検討し、及び承認する。

19 紛争の解決（第二十二条）

締約国は、交渉、第三者によるあっせん又は仲介により解決することができなかった紛争について、附属書II第一部に規定する手続による仲裁及び国際司法裁判所への紛争の付託の一方又は双方を義務的なものとして受け入れることを宣言することができる。紛

争当事国が同一の紛争解決手段を受け入れていない場合には、附属書Ⅱ第二部の規定により調停に付する。

20 附属書（第二十四条）

この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとする。

21 留保（第三十条）

この条約には、いかなる留保も付することができない。

22 最終条項（第二十三条、第二十五条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十五条まで）

この条約の改正、加入、効力発生、脱退等について規定している。

23 附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ

(1) 附属書Ⅰには、食糧安全保障上の重要性及び育種材料として国境を越えて融通し合うことの重要性を基準として選定された三十種類の食用作物（稲、小麦、とうもろこし、かんきつ類、サトイモ科作物等）及び八十一種の飼料用作物が掲げられている。

(2) 附属書Ⅱは、仲裁及び調停の手續を規定している。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

1 採択 平成十三年十一月三日 ローマにおいて採択

2 効力発生 平成十六年六月二十九日

3 署名国 七十七箇国及び欧州連合

アンゴラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、ベルギー、ブータン、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、コロンビア、コスタリカ、コートジボワール、キューバ、キプロス、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルバドル、エリトリア、エチオピア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ハイチ、インド、イラン、アイルランド、イタリア、ヨルダン、レバノン、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、マーシャル、モロッコ、ナミビア、オランダ、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、セネガル、セルビア、スペイン、スーダン、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、チュニジア、トルコ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベネズエラ、ザンビア、ジンバブエ、欧州連合

4 締約国 平成二十五年二月一日現在 百二十七箇国及び欧州連合

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、ベルギー、ベナン、ブータン、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、大韓民国、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、モリタニア、モリシヤス、モンテネグロ、モロッコ、ミャンマー、ナミビア、ネパール、オランダ、ニ

カラグア、ニジエール、北朝鮮（*）、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ルワンダ、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、スペイン、スーダン、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、トogo、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、ウルグアイ、ベネズエラ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ、欧州連合

（* 我が国は、国家として承認していない。）